

●香川県選挙管理委員会告示第9号

坂下一朗後援会から政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第106号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成21年2月27日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

次の表の訂正前の欄に掲げる内容を同表の訂正後の欄に掲げる内容に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>略</p> <p>◎ 坂下一朗後援会</p> <p>報告年月日 平成19年3月27日 <u>（平成18年4月30日解散）</u></p> <p>1・2 略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>◎ 坂下一朗後援会</p> <p>報告年月日 平成19年3月27日</p> <p>1・2 略</p> <p>略</p>